

**知的財産推進計画 2008**  
**－世界を睨んだ知財戦略の強化－**  
**(抜粋)**

**第 4 章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり**

**I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する**

**1. デジタル・ネット環境をいかした新しいビジネスへの挑戦を促進する**

**(2) 新しいビジネス展開に関わる法的課題を解決する**

**② ネット検索サービス等に係る法的課題を解決する**

次世代をリードする情報の検索・解析・信憑性検証技術の開発・国際標準化による先進的な事業の出現を促進するとともに、ネット検索サービスが円滑に展開されるよう 2008 年度中に法的措置を講ずる。また、利用者に応じて、適した商品等の情報を提供するサービスが円滑に提供できるよう、利用者のプライバシーを保護しつつ利用者に関する情報を安心・安全に収集・蓄積・活用するための方策等について検討を行い、2008 年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

**③ コンテンツ配信に伴うサーバー上の複製行為等に係る法的課題を解決する**

コンテンツ配信の通信過程において端末やサーバー等で生じる一時的な蓄積について、通常の通信過程における機器の利用であって権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入するなど、一時的蓄積等に係る法的課題を解決するための検討を行い、2008 年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

**④ 研究開発における情報利用の円滑化に係る法的課題を解決する (再掲)**

ネット等を活用して膨大な情報を収集・解析することにより高度情報化社会

の基盤的技術となる画像・音声・言語・ウェブ解析技術等の研究開発が促進されること等を踏まえ、これらの科学技術によるイノベーションの創出に関連する研究開発については、権利者の利益を不当に害さない場合において、必要な範囲での著作物の複製や翻案等を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

#### **⑤リバース・エンジニアリングに係る法的課題を解決する**

革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティの確保に必要な範囲において、コンピュータ・ソフトウェアのリバース・エンジニアリングの過程で生じる複製・翻案を行うことができるよう2008年度中に法的措置を講ずる。

(文部科学省)

#### **(3) デジタル・ネット時代に対応した知財制度を整備する**

デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方、ネット上の違法な利用に対する対策強化等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。また、コンテンツ市場の拡大に向けて、既存のメディアにとらわれない新規事業の創出など、デジタル・ネット時代に対応した新たなビジネスモデルの構築に向けた取組を支援する。

(内閣官房、総務省、文部科学省、経済産業省)